

## 農薬取締法関係法令抜粋

農薬取締法（抄）

（昭和二十三年七月一日法律第八十二号）

（記載事項の訂正又は品質改良の指示）

第三条 農林水産大臣は、前条第三項の検査の結果、次の各号の一に該当する場合は、同項の規定による登録を保留して、申請者に対し申請書の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる。

- 一 申請書の記載事項に虚偽の事実があるとき。
- 二 前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。
- 三 当該農薬を使用するときは、使用に際し、危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。
- 五 前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する土壌についての残留性の程度からみて、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。
- 六 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。
- 七 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第十二条の四において同じ。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。第十二条の四において同じ。）の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。
- 八 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。
- 九 当該農薬の薬効が著しく劣り、農薬としての使用価値がないと認められるとき。
- 十 公定規格が定められている種類に属する農薬については、当該農薬が公定規格に適合せず、かつ、その薬効が公定規格に適合している当該種類の他の農薬の薬効に比

して劣るものであるとき。

2 前項第四号から第七号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、  
環境大臣が定めて告示する。

3 (略)